

全国法教育 ネットワーク

2000年8月25日発行

全国法教育ネットワーク

連絡先 / 〒162-0826
東京都新宿区市谷船河原町6
キャナルサイド呉竹2階
くれたけ法律事務所
弁護士 鈴木啓文 気付
メール:kuretake@sepia.ocn.ne.jp
電話:03-5229-5301
FAX:03-5229-5302

全国法教育ネットワークは、
法教育(とくに高校以下の学校における法教育)について関心をもつすべての人々が
加入することのできる、研究・教育実践のためのネットワークです

司法制度改革審議会第4回公聴会 (東京)で、会員がフロアから発言

本年7月24日に東京の日比谷公会堂で開かれた司法制度改革審議会第4回公聴会において、全国法教育ネットワーク会員の渡邊弘さん(法政大学第二高校教諭)が、フロアから、中等教育以下の諸学校における法教育の重要性について発言し、審議会の議論のなかにこの論点を取り入れることを求めました。

渡邊さんの発言は、司法制度改革審議会ホームページの速報では、以下のようにまとめられています。「高校以下の学校教育において、憲法上の権利を抽象的に教えるだけでなく、紛争・トラブルに巻き込まれたときに正しく問題を解決し、主体的に権利を守るための方法や、最低限の法知識・法的思考能力を学ばせるべき」。

渡邊さんは、これまで法教育の問題について審議会でも発言している吉岡初子委員と高木剛委員に対し、審議会での議論をリードするように求めました。

保岡法務大臣、 法教育の必要性について言及

第2次森内閣の法務大臣に就任した保岡興治氏は、週刊法律新聞(法律新聞社発行)2000年7月28日付のインタビューにおいて、法教育につき、以下のとおり語っています。「(インタビュー)司法制度改革は、法曹一元制導入を含め、どこまで、どのくらい時間をかけるのか、あるいはかかるのか、わからない部分があります。今後の改革の進め方をどのように展望されていらっしゃるでしょうか。」「(保岡法務大臣)私は国民の意識転換も必要だと思っています。初等・中等教育の中に、法や規範に関するカリキュラムを取り入れ、さらに広く言え

ば、自分と他者の人間関係が、どのように社会的に重い意味を持つのかななどを教えるよう、一般教育の転換が非常に重要です」。保岡法相のこの発言が、具体的にどのような施策となって提案・議論・実現されるのか、全国法教育ネットワークとしては、注目していきたいと考えています。

女性2000年会議で法識字の達成について議論

現在、法教育は、国際的にも求められるものとなっています。たとえば、1995年に北京で開かれた、第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」においては、「戦略目標

3」で「法識字を達成すること(Achieve legal literacy)」が各国に求められました。そこでは、「(前略)人の権利を行使するための司法制度の利用法に関する利用しやすい指針を含む、国内法規、及びそれが女性に及ぼす影響に関する情報を普及すること」、「(中略)あらゆる教育段階における学校の教科課程で女性の人権及び

法的権利に関する教育を促進し、家庭内の権利及び国内法及び国際法の下における関連人権文書内の権利を含む、公的及び私的生活における女性及び男性の平等に関して、国内で最も広範に使われている言語によるなどして、公共キャンペーンを行うこと」などが求められています。

2000年には、ニューヨークで女性2000年会議が開かれ、「北京宣言及び行動綱領」の達成状況などが報告・議論されました。女性2000年会議の最終採択文書については、まだ日本語訳ができていないとのこと(総理府男女共同参画室による)なので、全国法教育ネットワークでは、入手し次第、「法識字の達成」について、どのような議論が展開されたのか、お知らせしていきたいと考えています。

トピックス

このコーナーでは、法教育に関する最近のニュースをお伝えします。

第1回研究会報告

本年7月1日、法政大学市ヶ谷キャンパスで、教員、弁護士、法学研究者、教育学研究者、マスコミ関係者等約40名が参加して、「全国法教育ネットワーク第1回研究会」を開催しました。その報告を横山渡弁護士に、研究会の考察をアメリカの法教育のご研究をされている筑波大学大学院博士課程の磯山恭子さんに、ご執筆いただきました。

研究会報告

【報告1】高校3年生対象の選択科目「法と犯罪と裁判」における授業実践

報告者：渡邊弘氏(法政大学第二高等学校社会科教諭)

授業の経過・概要

選択者は26人、前後期制をとる。導入部では、ある刑事事件の簡単な事例紹介をした後、生徒に、自分なりの判決を書かせる。

その後はまず、刑事手続の流れ・無罪推定原則等について学び、続いて、犯罪報道の問題、(司法への市民参加の一形態としての)検察審査会、裁判官の仕事等を取り上げる。いずれも、甲山事件()、弁護士による講演()、松本サリン事件()、片山隼君事件()等、具体的な事件・素材を活用している。

前期のハイライトは陪審制導入の可否に関する授業で、「十二人の怒れる男」の視聴の後、4時限にわたって討論を行った。

授業のねらい

主権者を育てること

「主権者を育てる」という社会科・公民科の目標が、社会に出て自主的な判断ができる生徒を育てることだとすれば、それは法に関する問題を授業で扱うことにより可能になる。なぜなら、法学の中の法解釈論、法政策論の領域においては、法科学論によって得られた認識に基づきながらも、判断者による主体的価値判断が許されるからである。本授業では、主体的価値判断を行うことを通じて、正解至上主義からの脱却をめざす。

刑事手続を理解すること

自分が持っている刑事手続上の諸

権利について、どう行使するかを理解させる。

基本的人権と民主主義との緊張関係を理解すること

「陪審制は民主主義のパロメーター」という考え方と「司法までが民主化しないところに合理的な民主主義の運用があるといえる」との考え方との対立をめぐって討論を行い、基本的人権の保障と民主主義についての深い理解をめざす。

限界点

授業を行いながら、権利行使の方法を超えて、どこまで教えてよいのか、よくわからなくなった。

また、教員が陪審制導入についてどのような態度をとっているかを読み取ろうとする生徒もいるが、これは、高校入試の際の内申書の評価基準に「関心、意欲、態度」が含まれることから、中学生時代に、教員に対して迎合的な態度を身につけていることに起因するとも考えられる。

今後の課題

社会的に求められる法教育とは何かについて考察・研究を行うこと

教材が古くなる点(たとえば、今の高校生は松本サリン事件を知らない)を克服すること

関係者(教員、法律実務家、学者等)間の共同作業を進めること

質疑

会場からは「中身が難しいのでは」「校則の問題等高校生にとって切実なことがらを扱ったほうがよい」との意見が出た。これに対し渡邊教諭は「ある程度実感が湧く逮捕から入り、刑事裁判、そして陪審制の可否へと進んでいけばあまり無理がない。このように授業を進めた結果、思考放棄に陥った生徒は予想外に少なく、

討論が楽しかった、という生徒が多かった」と答えた。

【報告2】弁護士による出張模擬裁判指導について

報告者：豊崎寿昌氏(弁護士。東京弁護士会広報委員会委員)

契機

1995年、学校教科書を検討したところ、司法の取扱いは三権の中でも非常に軽く、また弁護士については記述さえないものが多かった。当時、オウム事件を通じて市民の刑事司法・弁護士に対する関心が高まっていたが、一般的な弁護士像が市民の間で理解されているとはいいがたかった。

そこで、弁護士が学校へ行って、ありのままの姿を見てもらおう、と考えて始まったのが「学校へ行こう」という企画である。この経緯からもわかるように、もともとは弁護士の側の広報活動として始まったものである。開始当初は東京弁護士会の若手の任意団体である法友全期会の企画であり、1998年より東京弁護士会の主催となった(98年度4校、99年度8校、本年度7校(予定))。

なぜ模擬裁判か

「学校へ行こう」という企画では、当初から模擬裁判の実施をめざしていたわけではなかったが、試行錯誤の末、一方通行ではない生徒との交流を図ることができ(実際、生徒からは模擬裁判が最も評判がよかった)、法教育にも役立つ方法として、結果的に模擬裁判が主流となっていった。

刑事模擬裁判の実際

まず、実際の日本の刑事裁判と同じような内容をもつシナリオを模擬

裁判実施日の1カ月以上前に弁護士会から学校に送付する。その際学校側に、裁判官、検察官、辩护人、被告人、証人役を決めておくようお願いする。他人を演じ続けるのは難しいことから、被告人役、証人役には「役作りのできる」生徒が望ましい。

次に、実施日の3～4週間前に事前指導を行う。まず冒頭に「これは劇ではない、勝ち負けのあるゲームだ」と話し、やる気をもってもらう。証人尋問、被告人質問については、シナリオそのままではなく、オリジナル尋問・質問を自分で考えてもらうようにする。辩护人、検察官役には尋問の際の異議の出し方を教え、裁判官役には証人尋問、被告人質問のシナリオは見せず、異議への対応等訴訟指揮について教える。

そして本番を迎えるが、生徒たちは裁判が進行するうちに自分で考えて異議を出すようになる等、たいへんに盛り上がる。傍聴の生徒には「陪審員」になってもらう。

終了後には懇談会を行い、刑事裁判、弁護士の仕事等について語り合う。

学校側の受け止め方

社会科の授業の一環としてしているところ、学年行事として位置づけているところ、職業紹介の意味合いで弁護士を招いているところ等、学校によってさまざまである。

質疑

模擬裁判と被疑者、被告人の人権の問題とを結びつけられればなおよいのでは、との質問に対し、豊崎弁護士は「最初から『無罪推定原則』等を語るとなかなか聞いてもらえない。まず模擬裁判をやり、その後の懇談会で話をすると興味をもってもらえる」と答えた。

全体質疑・討論

学校教育における位置づけ

カリキュラム上どう位置づけるのかとの教員からの質問に対し渡邊教諭は「2002年に小中学校で、2003年に高校で施行される新学習指導要領において新設される総合的な学習の時間は、問題解決的学習を掲げている。裁判、紛争解決のための仕組みを学ぶことはこれとマッチしやすいのでは」と述べた。

教員からは、政治経済の年間約50時間の授業のうち、司法については5時間程度しかとれないとの悩みも吐露された。

利用者としての教育が重要

法学研究者は、教育内容について、利用者としての教育 弁護士の頼み方、裁判の使い方等 が重要と指摘し、また今後の本ネットワークのあり方については、実践例を積み重ね、効果、問題点等につき研究する経験交流の機会になればよいのでは、と述べた。

法的な見方・考え方を教えられないか

教育学研究者は、米国の文献を利用した自身の授業実践を紹介しながら、「司法教育」ではなく、(政治的な考え方とは異なる) 法的な見方・考え方を根づかせるための教育がぜひとも必要である、と述べた。

今後の課題が浮き彫りに

以上、紙面の都合で討論の一部しか紹介できないが、早くも、学校教育における位置づけ(カリキュラム上の位置づけ、時間、目的) および教育内容(司法の利用者としての教育、法的な見方・考え方に関する教

育等)をめぐり、論点・今後の課題が提示されるかたちとなった。

(横山 渡)

研究会の考察

全国法教育ネットワーク第1回研究会では、教師である渡邊弘氏と弁護士である豊崎寿昌氏から、教師と弁護士の連携のもとで実践された法教育に関する報告が行われた。両氏の報告および質疑応答・討論は、法と教育の接点をより实际的に模索する試みであった

渡邊氏の実践(以下、渡邊実践)は、高校3年生を対象に、「法と犯罪と裁判」というテーマで一貫したカリキュラムが構成されていた。その際、判例学習、法律の専門家との交流、法的な論争問題に関する討論という多様な方法が導入されていた。一方、豊崎氏の実践(以下、豊崎実践)は、中・高等学校段階を対象に、刑事事件と裁判制度をその内容としていた。その際、模擬裁判という方法を導入したところに、本実践の特徴があった。

研究会を通じて2つの実践に基づき法教育に関して提起された論点を、本稿では大きく3点に整理した。以下では、これまで筆者が研究対象としてきたアメリカの「法教育」(Law-Related Education)の基本理念を手がかりに、それぞれについて考察を行いたい。

(1)法教育において、どのような目標を設定するのか

渡邊実践では、主権者として必要な法的な思考能力を育成するとともに、刑事手続上の諸権利の概念とその行使の方法の理解および基本的人権の保障と民主主義の関係の理解を促すことをその目標としていた。す

なわち、そこでは、市民的資質の育成を視野に入れた理想的な目標観のもとで、カリキュラムが構成されていたと判断できる。それに対して、豊崎実践では、司法制度、とりわけ弁護士に関する正しい理解を促すとともに、それらに関する実践的な知識を培うことをその目標としていた。社会的な現状を率直に捉え、このような現実的な目標を設定した豊崎実践は、渡邊実践と対照的であった。この点に関連して、質疑応答・討論では、豊崎実践の設定した現実的な目標に加えて、さらに理想的な目標を設定することの必要性について指摘がなされた。

豊崎実践で取り入れられていた模擬裁判を授業において組織する際の理想的な目標には、たとえば、多くの紛争を処理するために社会が選択する法的な仕組みに関する基本的な理解を促すこと、法的な思考能力の育成に関連した諸技能を育成すること、権威、公正といった基本的な法に関連する概念の理解を促すことが想定される。

(2)法教育において、どのような内容を選択すればよいのか

刑法・刑事訴訟法の領域がその内容に選択されていた点で、両氏の実践は共通していた。渡邊氏は、生徒への法的な思考能力の育成の限界に関する問題を、自身の実践における課題の一つとして提示した。質疑応答・討論では、内容として選択した判例や論争問題が生徒にとって切実な問題とされないことに、そのことは起因するとの指摘があった。

法教育では、生徒と法との関係を考慮したうえで、刑法・刑事訴訟法に限定することなく生徒の日常生活に関連する諸法や法的な概念をスコープとして、カリキュラムを構成す

ることが重要であると考えられる。

(3)学校において、法教育を実現する際に、どのような事項に留意すべきなのか

質疑応答・討論では、学校において、実際に法教育をカリキュラムに位置づけることを念頭に置いたうえで、その方法と条件に関していくつかの指摘がなされた。

その方法については、学校教育の現状を鑑みれば、法教育をカリキュラムに位置づけるための方法の中では、渡邊実践に代表される選択教科として法に関連するテーマに基づき構成する方法と、豊崎実践に代表される学校行事として構成する方法は有効であると判断できる。

さらに、法教育をカリキュラムに位置づけるための条件については、教室において法律の専門家との交流を行うこと、学校管理者から強力な支援を得ること、教員養成として法教育を位置づけること、法教育の内容に関して継続的、組織的に扱うことなどが考えられる。両氏の実践は、この条件を中心に整備することを通じて実現された。今後、多くの学校において法教育をカリキュラムに位置づけるためには、その他の～の条件を整備することが求められるであろう。

これまで、日本の学校教育においても、もちろん法教育は重視されてきた。しかし、そこで言う法教育とは、狭く憲法教育に限定されたものであった。したがって、教師と法律家の連携のもとで、憲法以外の諸法である刑法・刑事訴訟法をも射程に入れた両氏の実践は、日本における法教育を再考するにあたって注目に値すると考える。

(磯山恭子)